

「旭川市地域会館建設費等補助金」の概要（令和7・8年度工事分）

1 趣 旨	地域の住民組織活動をはじめ、青少年の健全育成、福祉活動、社会教育活動等住民の主体性と連帯性を高める活動の用に供する会館、集会所、物置、融雪設備等を設置する団体に対し、これらの主体的な活動及び会館等の適正管理を助長するため、予算の範囲内で補助金を交付する。														
2 補助対象団体	町内会、地区市民委員会、2以上の町内会の連合体など地域において住民活動の母体となっている団体で、市長の認める団体。														
3 補助対象事業	会館、集会所、物置、融雪設備等の新築、増改築、修繕、設置若しくは解体するとき。 ※ただし、次に該当する場合に限る。 ・費用が30万円以上のもの ・設置団体が運営管理するもの ・会館等の用地が確保されているもの														
4 補助対象外の費用	・土地の取得費又は借用費 ・建物の借用費 ・植栽又は外構工事費 ・備品及び消耗品の購入費 ・契約及び各種手続きの事務経費														
5 補助金の額	<p>補助対象経費×補助率＝補助金額 ※千円未満は切り捨て</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">補助率</th> <th style="width: 60%;">補助の対象</th> <th style="width: 25%;">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2分の1</td> <td>・新築（建築確認申請を要し、不動産登記が必要となる建物）</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">700万円</td> </tr> <tr> <td>・増改築（建築確認申請を要し、不動産登記が必要となる建物）</td> </tr> <tr> <td>・取得（不動産登記が必要となる建物、空き家等中古建物の購入など）</td> </tr> <tr> <td>・解体（既存の会館等の解体、撤去、整地）</td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">200万円</td> </tr> <tr> <td>・修繕（会館等の建物及び附帯設備の修繕工事）</td> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">100万円</td> </tr> <tr> <td>・設置（物置や融雪設備等の設置工事）</td> </tr> </tbody> </table>	補助率	補助の対象	限度額	2分の1	・新築（建築確認申請を要し、不動産登記が必要となる建物）	700万円	・増改築（建築確認申請を要し、不動産登記が必要となる建物）	・取得（不動産登記が必要となる建物、空き家等中古建物の購入など）	・解体（既存の会館等の解体、撤去、整地）	200万円	・修繕（会館等の建物及び附帯設備の修繕工事）	100万円	・設置（物置や融雪設備等の設置工事）	
補助率	補助の対象	限度額													
2分の1	・新築（建築確認申請を要し、不動産登記が必要となる建物）	700万円													
	・増改築（建築確認申請を要し、不動産登記が必要となる建物）														
	・取得（不動産登記が必要となる建物、空き家等中古建物の購入など）														
	・解体（既存の会館等の解体、撤去、整地）	200万円													
	・修繕（会館等の建物及び附帯設備の修繕工事）	100万円													
・設置（物置や融雪設備等の設置工事）															
6 手続きの流れ	<p><令和7年度></p> <p>○<u>工事費が100万円未満の修繕、設置又は解体</u>といった「<u>小規模修繕等</u>」をする場合は、<u>工事計画書の提出を不要とし、当年度工事として先着順に申請を受付（予算の範囲内）</u></p> <p>○<u>それ以外の工事</u>については、<u>10月末までに工事・取得計画書の提出</u>を受け、予算の範囲内で次年度に工事を実施する補助対象団体を決定（多数の場合は抽選により決定）</p> <p><令和8年度>（令和8年4月から令和9年3月まで）</p> <p>※工事計画書を提出し、補助対象予定となった場合</p> <div style="border: 1px dashed orange; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">太字：町内会の手続き</div> <table style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%;">① 補助対象の可否の連絡</td> <td style="width: 50%;">⑧ 完了検査</td> </tr> <tr> <td>② 補助金交付申請書の提出</td> <td>⑨ 補助金額確定の通知</td> </tr> <tr> <td>③ 現地確認</td> <td>⑩ 請求書の提出</td> </tr> <tr> <td>④ 補助金交付決定の通知</td> <td>⑪ 補助金の交付</td> </tr> <tr> <td>⑤ 工事契約の締結</td> <td>⑫ 工事代金の支払い</td> </tr> <tr> <td>⑥ 着工～竣工</td> <td>⑬ 収支決算報告書の提出</td> </tr> <tr> <td>⑦ 完了実績報告書の提出</td> <td></td> </tr> </table>	① 補助対象の可否の連絡	⑧ 完了検査	② 補助金交付申請書の提出	⑨ 補助金額確定の通知	③ 現地確認	⑩ 請求書の提出	④ 補助金交付決定の通知	⑪ 補助金の交付	⑤ 工事契約の締結	⑫ 工事代金の支払い	⑥ 着工～竣工	⑬ 収支決算報告書の提出	⑦ 完了実績報告書の提出	
① 補助対象の可否の連絡	⑧ 完了検査														
② 補助金交付申請書の提出	⑨ 補助金額確定の通知														
③ 現地確認	⑩ 請求書の提出														
④ 補助金交付決定の通知	⑪ 補助金の交付														
⑤ 工事契約の締結	⑫ 工事代金の支払い														
⑥ 着工～竣工	⑬ 収支決算報告書の提出														
⑦ 完了実績報告書の提出															
7 注意事項	<p>※工事・取得計画書を提出した団体が多数で補助金予定額の総額が当該予算を上回る場合は、抽選により対象団体を決定します。</p> <p>※抽選により補助事業に採択された場合でも、工事・取得計画書の補助金予定額の全額が交付されない場合があります。</p> <p>※補助金を受けて新築等をした会館等の廃止や譲渡、取り壊し等を行う場合には、市の承認が必要になります。</p>														